

# 屋外広告物の手引き

三重県 県土整備部  
都市政策課  
令和8年4月

# 目次

○看板などの屋外広告物を設置される皆様方へ	1
<b>1 三重県屋外広告物条例の概要</b>	
・ 条例の目的(第1条)	2
・ 屋外広告物の定義(第1条の2)	2
・ 屋外広告物のあり方(第2条)	2
・ 禁止地域(第3条)	3
・ 禁止物件(第4条)	5
・ 許可地域(第5条)	7
・ 適用除外(第6条)	8
・ 禁止広告物(第7条)	11
・ 屋外広告物沿道景観地区(第8条)	12
・ 広告物協定地区(第9条)	14
・ 許可の期間、条件及び更新(第10条、第11条)	15
・ 点検義務(第11条)	16
・ 変更許可申請等・届出(第12条、第22条)	20
・ 許可の取消し(条例第17条)	20
・ 広告主の責務	21
・ 屋外広告物の管理	22
・ 措置命令・罰則	23
<b>2 屋外広告業登録制度の概要</b>	
・ 屋外広告業の登録	25
・ 屋外広告業者	26
・ 業務主任者	30
<b>3 許可基準の概要</b>	
・ 共通基準	31
・ 許可基準	31
・ 壁面広告	32
・ 突出広告	33
・ 屋上広告	34
・ 広告塔及び広告板	35
・ サイン・ポール	36
・ 自家用広告物のチェックリスト	37
・ 屋外広告物沿道景観地区 景観風致維持基準及び景観形成指導基準 (伊勢志摩、奥伊勢・紀北・紀南、伊勢志摩B、国道311号、伊勢志摩C)	38
《参考》	
○屋外広告物法・条例の変遷(主たる改正の経緯)	48

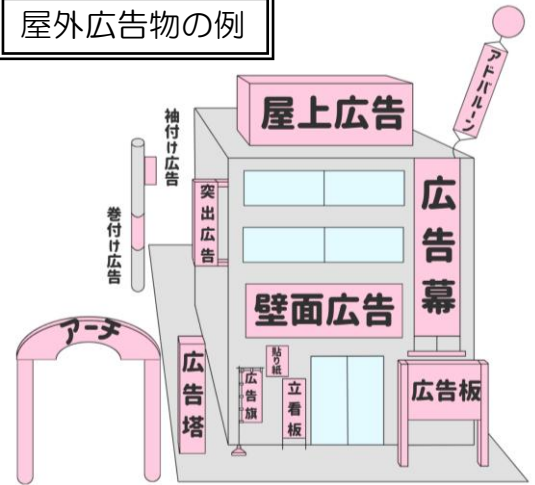
## 看板などの屋外広告物を設置される皆様方へ

屋外広告物は、街の活性化を図るうえで必要なものですが、表示方法によっては、美しい景観を損なうおそれがあります。

また、点検・管理が適切に行われていない場合は、倒壊や落下等により通行者に危害を与えるおそれがあります。

このため、三重県屋外広告物条例を定め、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止の観点から、屋外広告物の設置場所や大きさその他の規格について必要な規制を行っています。

屋外広告物の例



### 1 屋外広告物を表示する際は、原則許可が必要です。

屋外広告物を表示してはいけない場所（禁止地域）、信号機やガードレールなど表示をしてはいけないもの（禁止物件）があります。

また、屋外広告物の表示に際しては、表示できる面積や高さなどの制限があり、原則許可を受ける必要がありますので、屋外広告物担当窓口へ事前の相談をお願いします。

なお、許可を受けていない屋外広告物がある場合は、担当窓口までご相談ください。  
※ 店舗、営業所などに表示する屋外広告物は、許可を受けることが一部免除されます。

**許可を受けずに屋外広告物を設置した場合は、行政処分されることがあります！！**

必要な許可を受けずに屋外広告物を設置した場合は、三重県屋外広告物条例の規定に基づき、広告主や広告物設置業者を公表するほか、罰則が科されることがあります。

また、広告主や広告物設置業者の皆様方に、設置されている屋外広告物について、問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

### 2 屋外広告業を営む場合は、知事の登録が必要です。

屋外広告物の発注は、屋外広告業の登録を受けている業者へお願いします。

屋外広告物の設置を業者に発注する場合は、屋外広告業の登録業者であることを確認してください。

三重県屋外広告物条例の規定により、屋外広告物の表示等に関する業務を行う場合には、知事の登録が必要となります。また、登録を受けずに業を営む行為は、罰則の対象となります。（1年以下の懲役（R7.6.1～拘禁刑）又は50万円以下の罰金）

なお、三重県知事の登録を受けた屋外広告業の登録業者は、三重県のホームページから確認できます。ホームページは「三重県 屋外広告物」で検索してください。

# 1 三重県屋外広告物条例の概要

## 条例の目的(条例第1条)

屋外広告物は、情報の伝達や街の活性化に不可欠なものですが、無秩序な設置は、自然の風致や街の景観を損なうことにもなりかねません。また屋外広告物の設置、点検、管理が適切に行われない場合には、倒壊や落下等により、通行者に危害を与えるおそれもあります。

このため、三重県では、屋外広告物法の規定に基づき、「**良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止すること**」を目的とし、三重県屋外広告物条例を定め、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置及び維持について必要な規制を行っています。

なお、三重県屋外広告物条例に違反した場合は、措置命令や罰則の対象となります。

## 屋外広告物の定義(条例第1条の2)

三重県屋外広告物条例において、屋外広告物は「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」と定義しています。従って、この条件にあてはまるものは、ポスター、行事や催事の案内、道路案内等であっても、内容や公共性、営利性を問わず屋外広告物として条例の適用を受けることになります。

また、広告物を取り付ける枠や台なども、掲出物件として条例の適用を受けることになります。

(広告物の例)

貼り札等→容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている貼り札その他これに類する広告物をいいます。

広告旗→容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいいます。

立看板等→容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいいます。

## 屋外広告物のあり方(条例第2条)

屋外広告物は、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が、条例の目的に反しない（良好な景観の形成を阻害し、風致を害し、及び公衆に対し危害を及ぼすおそれのない）ものでなければいけません。

## 禁止地域(条例第3条)

適用除外として定められている場合を除き、以下の地域・場所では、屋外広告物を表示できません。

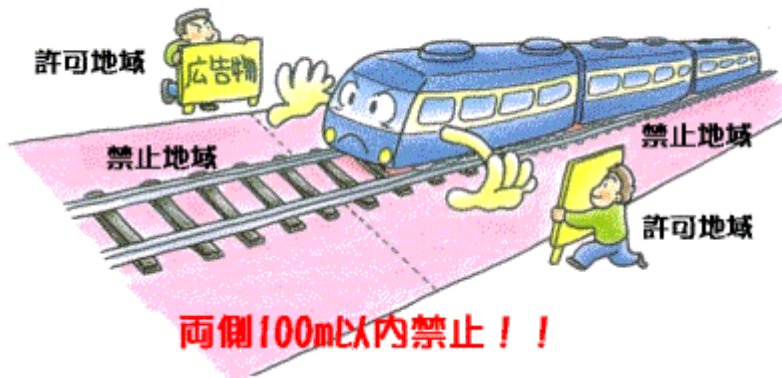
- 1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区又は特別緑地保全地区。(ただし、知事が指定する区域を除く。)  
【都市計画法】
- 2 重要文化財・国宝又は重要有形民族文化財の建造物の周囲五十メートル以内の地域及び史跡名勝天然記念物・特別史跡名勝天然記念物の地域又は史跡名勝天然記念物の仮指定された地域。(いずれも地域を定めず指定されたものを除く。)  
【文化財保護法】
- 3 県指定有形文化財のうち建造物の周囲五十メートル以内の地域及び県指定史跡名勝天然記念物(地域を定めず指定されたものを除く。)の所在する地域【**三重県文化財保護条例**】
- 4 魚つき保安林及び名所又は旧跡の風致の保存保安林【**森林法**】
- 5 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間、道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)で知事が指定する区間並びに鉄道等(鉄道、軌道及び索道をいう。以下同じ。)で知事が指定する区間  
    《**三重県告示** 「屋外広告物条例の規定による区域及び区間の指定」参照(松阪市及び桑名市にあっては各市の告示参照)》
- 6 道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域(※次ページ参照)  
    《**三重県告示** 「屋外広告物条例の規定による区域及び区間の指定」参照(松阪市及び桑名市にあっては各市の告示参照)》
- 7 都市公園、公園・緑地等で知事が指定するものの区域【**都市公園法**】
- 8 特別地域のうち知事が指定する区域(現時点では指定なし)、特別保護地区  
【**自然公園法**】
- 9 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域。(知事が指定する区域を除く。)  
【**自然環境保全法**】
- 10 三重県自然環境保全地域内の特別地区。【**三重県自然環境保全条例**】
- 11 古墳及び墓地
- 12 港湾、駅前広場及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域(※次ページ参照)  
    《**三重県告示** 「屋外広告物条例の規定による区域及び区間の指定」参照(松阪市及び桑名市にあっては各市の告示参照)》
- 13 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所その他の建造物で、国又は地方公共団体が設置したもの及びその敷地
- 14 準景観地区で知事が指定する区域(現時点では該当なし)
- 15 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域(現時点では該当なし)

## 禁止地域(条例第3条)

条例第3条第1項第12号の知事が指定する区域（禁止区域とする広場）

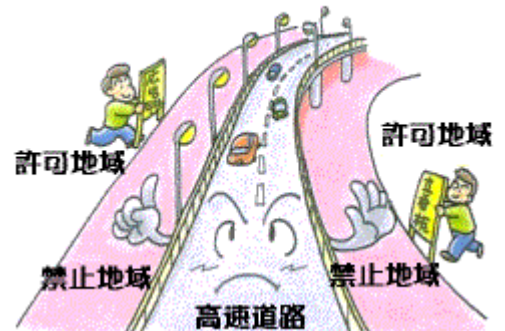
- 東海旅客鉄道株式会社四日市駅前広場
- // 亀山駅前広場
- // 津駅東広場
- // 阿漕駅前広場
- // 山田上口駅前広場
- // 伊勢市駅前広場
- // 松阪駅前広場（松阪市指定）
- 近畿日本鉄道株式会社四日市駅前広場
- // 宇治山田駅前広場
- // 津駅西広場
- // 鳥羽駅前広場
- // 五十鈴川駅前広場
- // 桔梗が丘駅前広場
- // 松阪駅前広場（松阪市指定）

駅前広場の範囲は、それぞれの自治体の都市計画で決められています。



知事が指定する区間の両側100m

条例第3条第1項第6号の道路・鉄道等に  
接続する地域で知事が指定する区域の  
イメージ



高速道路、自動車専用道路の全区間の両側500m

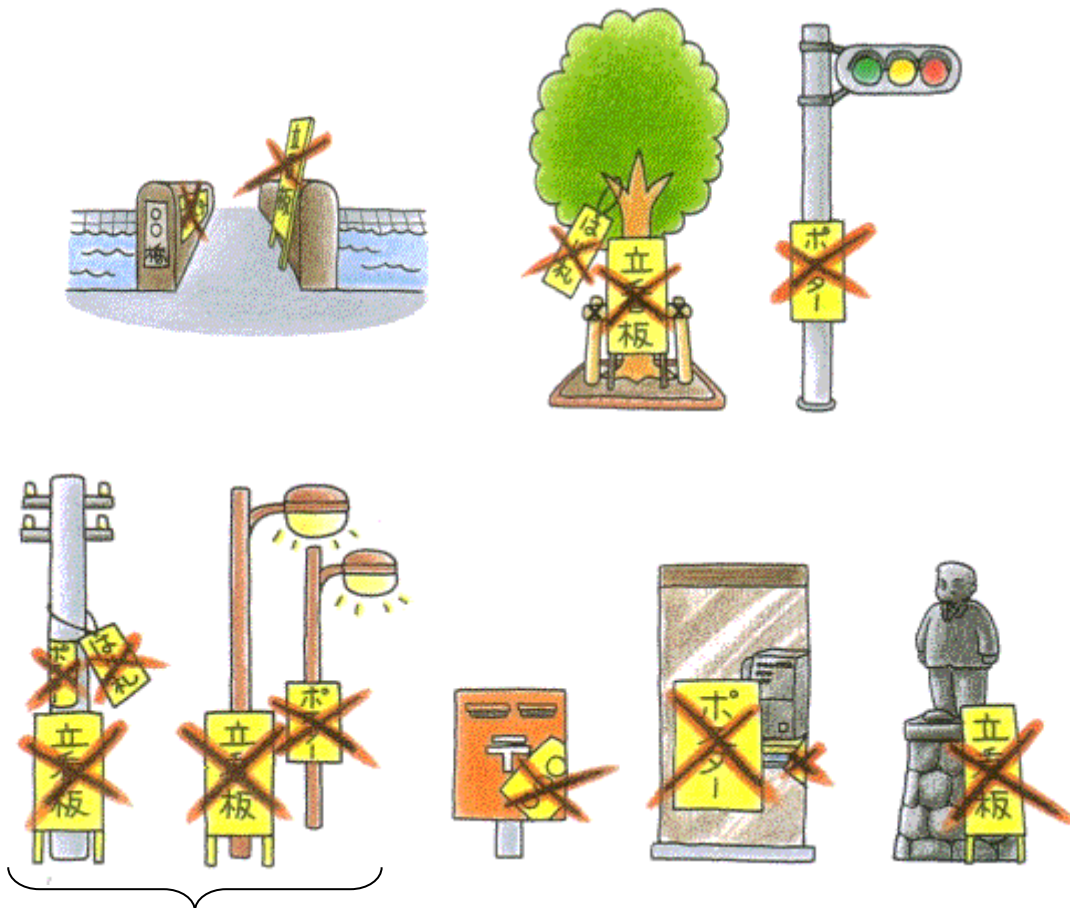
## 禁止物件(条例第4条)

法令の規定により表示する屋外広告物等、適用除外として定められている場合を除き、以下の物件に、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはいけません。掲出した場合は、措置命令や罰則の対象となります。

- 1 橋りょう、トンネル、高架構造、歩道橋、こう門及び樋門
- 2 道路、鉄道等のように壁並びに道路の分離帯及び地下道上屋の類
- 3 街路樹、路傍樹及び植樹帯
- 4 信号機、道路標識（道路管理者が設置を承認した案内標識を除く。）、里程標、道路情報管理施設、カーブミラー、歩道柵（ガードレールを含む。）及び駒止めの類
- 5 知事が指定する区域内にある電柱、街灯柱その他電柱の類（次ページ参照）
- 6 消火栓及び火災報知機
- 7 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
- 8 送電塔、送受信塔及び照明塔
- 9 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
- 10 彫像及び記念碑の類
- 11 景観重要建造物及び景観重要樹木【景観法】

禁止物件(信号機、道路標識、カーブミラー)が添架された電柱は、禁止物件としています。(道路情報管理施設が添架された電柱は除く)

街灯柱には、街灯のほか複数の機能を有する、いわゆる「スマートポール」も含む。



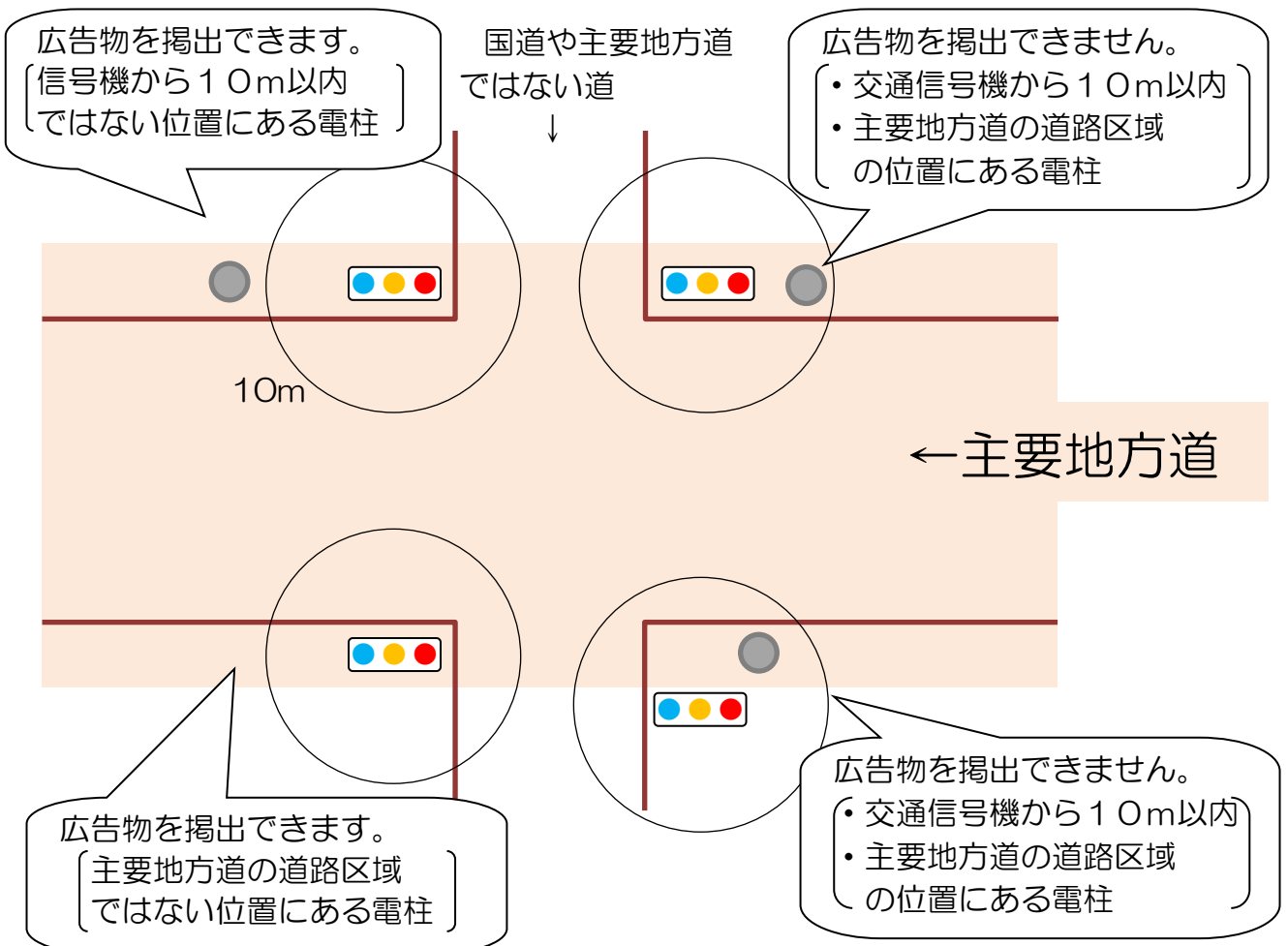
※次ページの区域

## 禁止物件(条例第4条)

条例第4条第1項第5号の知事が指定する区域（電柱、街灯柱等への掲出を禁止する区域）

- 1 県道湯の山温泉線のうち、菰野町湯の山地内の神明橋から香雲橋までの区域
- 2 津市内の市道津駅見当山線のうち、津駅西広場から同市大谷町地内の市道上浜元町線との交差点までの区域
- 3 県道津関線のうち、津市広明町地内の県道津久居線との交差点から同地内の市道津駅見当山線との交差点までの区域
- 4 県道津久居線のうち、津市広明町地内の県道津関線との交差点から、同市観音寺町地内の新町大橋までの区域
- 5 津市内の市道栗真中山町一身田駅線のうち、安楽橋から栄橋までの区域
- 6 **国道及び都市計画区域内の主要地方道**（道路法（昭和27年法律第180号）第56条の規定に基づき国土交通大臣が指定した主要な県道をいう。）の交差点に設置されている交通信号機から10メートル以内の区域のうち当該道路の区域
- 7 市道市民会館前通り線のうち、県道松阪第2環状線との交差点から県道辻原西町線との交差点までの区域（松阪市指定）

### 6の例

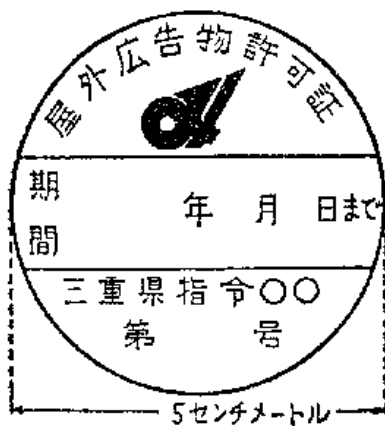


## 許可制(条例第5条)

適用除外として定められている場合を除き、三重県内において、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する際には許可が必要です。無許可で掲示した場合は、措置命令や罰則の対象となります。

また、許可を受けた者は、許可を受けた広告物に、屋外広告物許可証を貼り付けるか、許可の押印を受ける必要があります。これらの許可の証票を貼り付けていない場合は、罰則の対象となります。

屋外広告物許可証



屋外広告物許可押印



## 適用除外(条例第6条)

社会生活を営む上で必要性の高い屋外広告物等については、各種の規制（禁止地域等、禁止物件、許可地域等）の適用が除外されます。

### 凡例

○：掲出できる

×：掲出できない

※：届出により掲出できる場合もある

－：該当がない

項	区 分	禁止地域	禁止物件	許可地域	手続
1	(1) 法令の規定により表示する広告物又は掲出物件 (2) 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらの掲出物件 (3) 下記で定める基準に適合して寄贈者名等を表示した公益上必要な施設又は物件（※公共団体に寄贈するものに限る。） ア 広告物を表示する面積（以下「表示面積」という。）がその表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を一平面とみなしたものの大きさの1/5以下で、かつ、0.5㎡以下 イ 表示は、一物件につき二個以下	○	○	○	不要
2	送電塔、送受信塔及び照明塔・煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンク類にその所有者又は管理者が、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業、営業若しくは作業の内容を表示するため、又は管理上の必要に基づき表示する広告物及び掲出物件	○	○	○	不要
3	(1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又は掲出物件で、下記で定める基準に適合するもの（自家用広告物） ア 表示面積（下し戸、シャッター等に表示する広告物で昼間は表示されないものの面積を除く。）の合計が10㎡以下 イ ネオンサインは、都市計画法第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区又は特別緑地保全地区（ただし、知事が指定する区域を除く。）にあっては、赤色を用いたもの、点滅式のもの及び管の露出したものでないこと。 (2) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又は掲出物件で、表示面積の合計が3㎡以下であるもの（管理広告）	○	×	○	不要

1 三重県屋外広告物条例の概要

項	区 分	禁止 地域	禁止 物件	許可 地域	手続
3	<p>(3) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物又は掲出物件で、工事の期間中に限り表示されるもので、一般の宣伝の用に供されないものであり、蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもの</p> <p>(4) 冠婚葬祭又は祭礼等のため一時的に表示する広告物又は掲出物件</p> <p>(5) 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示する広告物又は掲出物件</p> <p>(6) 他の都道府県に存する陸運支局又は自動車検査登録事務所に係る自動車登録番号を有する自動車に当該都道府県の屋外広告物条例の規定に従って表示される広告物</p> <p>(7) 人、動物又は車両（路線バスを除く。）、船舶等に表示される広告物</p> <p>(8) 地方公共団体が設置する公共掲示板に公共掲示板の管理者の定めるところにより表示される広告物</p> <p>(9) 国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体が、公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件</p>	○	×	○	不要
4	<p>10㎡を超える自家用広告物及び3㎡を超え7㎡以下の管理広告を、規則別表第2又は第4第1号で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合</p>	○	×	—	許可（1号様式）
5	<p><u>道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物</u>（※1）若しくは<u>公衆の利便に供することを目的とする広告物</u>又は掲出物件を、下記で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道標、案内図板 規則別表第4第3号の基準を満たしていること。</li> <li>・道標、案内図板以外 表示面積は一面につき1.5㎡以下であること。</li> </ul> <p>〔※1 その他公共的目的をもった広告物については、現時点では公共団体が掲出するものとして整理しています。〕</p>	○	×	—	許可（1号様式）

1 三重県屋外広告物条例の概要

項	区 分	禁止 地域	禁止 物件	許可 地域	手続
6	<p>貼り紙その他これに類するもののうち、添付しようとする物件の所有者又は管理者の承諾を得て、十日以内に自ら除却する旨を表示して知事に届け出たもの</p> <p>※届出の証として第八号様式による押印又は打抜き証（上段左に三重県の略省記号、上段右に建設事務所整理番号及び下段に掲示期限の略省記号を表示したものをいう。）の打抜きを受けなければなりません。</p>	×	×	○	届出(2号様式)
7	<p>国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体が、公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件で、<u>緊急性のあるもの又は公益性の高いもの</u>で届出のあったもの</p>	—	※	—	届出(3号様式)
8	<p>政治資金規正法第6条第1項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示又は設置する貼り紙・貼り札等・広告旗・立看板等で、下記で定める基準に適合するもの</p> <p>ア 表示又は設置の期間が60日以内であること。</p> <p>イ 表示又は設置の期間の始期及び終期、表示者名又は管理者名並びに連絡先を明示していること（表示する文字等は一辺が1cm程度とする。）。</p> <p>ウ 表示し、又は設置する場所又は施設の管理者（管理者がない場合にはその所有者）の承諾を得ていること。</p> <p>エ 別表第3第12号の項から第15号の項までに定める個別基準に適合していること。</p> <p>（注）禁止地域、禁止物件には掲出できません。また、ア～エに適合しないものは、許可申請が必要です。</p>	×	×	○	不要
9	<p>公益上必要な施設又は物件で規則に定めるものに表示する広告物又は設置する掲出物件であつて、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</p> <p>※対象となる広告物等は、<u>国又は地方公共団体が表示又は設置した案内図板、公共掲示板その他これに類するものです。</u>その他の基準は、規則をご確認ください。</p>	○	×	—	許可(1号様式の2)

凡例

○：掲出できる

×

※：届出により掲出できる場合もある

—：該当がない

## 禁止広告物(条例第7条)

次の各号に掲げる屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはいけません。掲出した場合は、措置命令や罰則の対象となります。

- 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

特に交差点、信号機付近の広告物については、道路交通の安全を阻害するおそれがあるの  
で、気をつけてください。

(通常、電飾の点滅や反射材等の使用は控えていただいています。)

## 屋外広告物沿道景観地区(条例第8条)

良好な景観の形成及び風致の維持を積極的に推進するため、以下に掲げる地域のうち、道路端から 100mの範囲で知事が定める一定の区域を屋外広告物沿道景観地区と定めています。これらの地区では、景観風致維持基準を遵守するとともに、景観形成指導基準を尊重しなければなりません。

また、景観風致維持基準に基づき、指導、助言、勧告を行うことがあります。

- 1 都市を代表する道路及びその沿道地域
- 2 駅前広場に通ずる道路及びその沿道地域
- 3 伝統的建造物群保存地区内の主要道路及びこれに通ずる道路並びにその沿道地域
- 4 総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）第5条第2項第3号の規定により定められた重点整備地区内の主要道路及びこれに通ずる道路並びにその沿道地域
- 5 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める道路及びその沿道地域

### 屋外広告物沿道景観地区掲出基準(条例第8条の2)について

#### 景観風致維持基準

良好な景観及び風致を維持するため、屋外広告物の形や大きさ、色彩等を規制する基準。屋外広告物沿道景観地区においては、通常の許可基準の他に、この基準に適合していなければならない。

#### 景観形成指導基準

良好な景観の形成を積極的に推進するため、屋外広告物の形や大きさ、色彩等を指導する基準。  
(強制力はないが、屋外広告物沿道景観地区内では、これを尊重しなければならない。)

## 屋外広告物沿道景観地区(条例第8条)

下記のとおり屋外広告物沿道景観地区を指定しています。

- 1 伊勢志摩屋外広告物沿道景観地区(平成2年9月14日三重県告示第505号)  
一般国道167号のうち、一般国道23号との交点から県道阿児磯部鳥羽線との交点までの区間(国道42号との重複区間を含む。)
- 2 奥伊勢屋外広告物沿道景観地区(平成11年12月21日三重県告示第612号)  
国道42号のうち、伊勢自動車道勢和多気インター交差点から大紀町と紀北町との境まで
- 3 紀北屋外広告物沿道景観地区(平成13年3月21日三重県告示第137号)  
国道42号のうち、大紀町と紀北町との境から尾鷲市と熊野市との境まで
- 4 紀南屋外広告物沿道景観地区(平成13年3月21日三重県告示第138号)  
国道42号のうち、尾鷲市と熊野市との境から和歌山県境まで
- 5 伊勢志摩屋外広告物沿道景観B地区(平成21年3月31日三重県告示第231号)  
伊勢市内の県道鳥羽松阪線度会橋から県道伊勢磯部線浦田橋まで
- 6 国道311号屋外広告物沿道景観地区(平成23年3月25日三重県告示第185号)  
国道311号のうち、尾鷲市新矢ノ川橋西から熊野市大泊地内の国道42号との交差点までの区間及び熊野市立石南から和歌山県境までの区間
- 7 伊勢志摩屋外広告物沿道景観C地区(平成25年3月12日三重県告示第161号)  
国道167号のうち、志摩市阿児町鶴方の県道鳥羽阿児線との金谷橋交差点から赤松ヶ谷交差点までの区間及び国道260号のうち、赤松ヶ谷交差点から志摩市志摩町御座の市道マサキ線との交差点までの区間

### 【松阪市指定】

- 1 松阪市屋外広告物沿道景観A地区(平成21年3月31日松阪市告示第89号)  
県道松阪第二環状線のうち八太町の国道42号との交差点から百々川橋までの区間(一般国道166号との重複区間を含む。)並びに伊勢自動車道松阪インター進入道路のうち料金所から県道松阪第二環状線との交差点までの区間及び当該区間の両側100m以内の区域

### 【桑名市指定】

- 1 桑名市屋外広告物沿道景観地区(令和2年4月1日桑名市告示第104号)  
県道水郷公園線の国道1号との交点から桑名市長島町松蔭と同町浦安の字界までの区間及び当該区間の道路端から100m以内の区域

## 広告物協定地区(条例第9条)

すぐれた景観を保全するためには、行政の取組だけでなく地域住民の取組も必要です。そのため、一定規模の土地所有者等が自ら主体的に協定を締結し、広告物の表示の方法を定める広告物協定地区制度があります。県は、その協定を認定し、指導・助言します。なお、三重県では認定を受けた地区はありません。

(参考)

- 1 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当な区間にわたる土地（これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他規則で定める土地を除く。）の所有者及び地上権又は賃借権を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、一定の区域を定め、当該区域の良好な景観を形成するため、当該区域における広告物及び広告物を掲出する物件に関する協定（以下「広告物協定」という。）を締結し、当該広告物協定が適当である旨の知事の認定を受けることができます。
- 2 広告物協定においては、次に掲げる事項を定めるものとします。
  - (1) 広告物協定の目的となる土地の区域（以下「広告物協定地区」という。）
  - (2) 広告物又は広告物を掲出する物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項
  - (3) 広告物協定の有効期間
  - (4) 広告物協定に違反した場合の措置
  - (5) その他広告物協定の実施に関する事項
- 3 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項の認定を受けた広告物協定を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、知事の認定を受けなければなりません。
- 5 広告物協定地区内の土地所有者等で当該広告物協定に係る土地所有者等以外の土地所有者等は、第1項又は第3項の認定後、知事に対して書面でその意思を表示することによって、当該広告物協定に加わることができます。
- 7 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、廃止の届出を行うことにより知事の認定を受けなければなりません。

## 許可の期間、条件及び更新(条例第10条、11条)

### 1 許可申請 (条例第10条第1項、同条第2項、第13条、規則第10条)

許可期間は、原則として1年以内です。ただし、堅ろうな広告物等(※)で許可基準に適合するものについては3年以内、貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等については60日以内です。

また、許可の際に条件を付すことがあります。この条件が守られていない場合は許可の取消の対象となります。また許可の証票を貼り付けていない場合は、罰則の対象となります。

なお、許可手数料については、県の建設事務所で許可申請を行う場合は三重県収入証紙により、また、津市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、大台町、大紀町で許可申請を行う場合は、納付書により納付する必要があります。

屋外広告物許可申請書  
(第1号様式又は第1号様式の2)

### ※堅ろうな広告物等の基準(規則第7条)

条例第十条第二項ただし書の規定による基準は、鉄骨造り、石造りその他耐久性を有する構造により築造された広告板、広告塔その他これらに類するもので、かつ、建築基準法第八十八条第一項において準用する同法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認を受けたもの又は同法の基準に準じて建築士が安全性を認めたものとする。

### 2 許可の更新 (条例第10条第3項、第11条、規則第9条)

許可期間満了後も引き続き屋外広告物を表示する場合は、申請日前2月以内に安全点検を行い、1㎡以上の広告物は、点検後の写真を添えてその結果を知事に報告するとともに、期間満了日の10日前までに継続許可申請を行い、許可の更新を受ける必要があります。

(表示面積1㎡以上で、かつ、高さ4mを超える広告物は、有資格者による点検を行う必要があります。次ページ参照)

ただし、貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等については、継続許可申請を行うことができません。

継続許可申請を行わない場合は、屋外広告物を除却し、除却した旨を遅滞なく届出する必要があります。また、更新に際して、条件を付けることがあります。この条件が守られていない場合には、許可の取消の対象となります。

屋外広告物継続許可申請書  
(第4号様式又は第4号様式の2)  
屋外広告物(掲出物件)自己点検結果  
報告書(第9号様式の7)



## 点検義務 (条例第 11 条)

### 1 点検義務の対象 (条例第 11 条、規則第 9 条)

全ての屋外広告物を、点検する必要があります。

ただし、貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等の簡易な広告物、国又は地方公共団体が法令等により点検を義務付けた広告物は除きます。

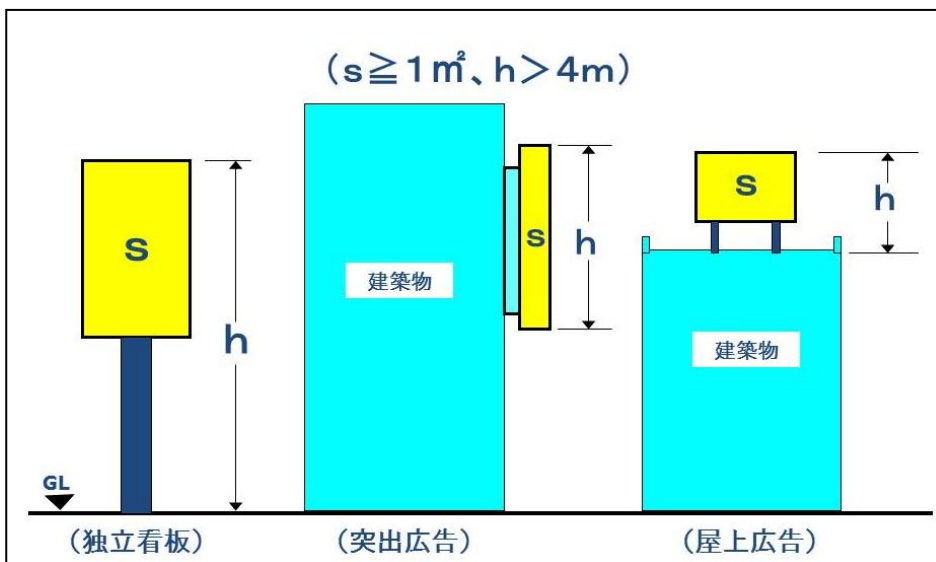
点検義務等の対象となる屋外広告物の一覧

屋外広告物の種類			点検義務	有資格者による点検	点検結果報告
①	許可要	表示面積1㎡以上	高さ4m超	○	○
②			高さ4m以下	○	○
③		表示面積1㎡未満	○		
④	許可不要 (自家用広告物 <sup>(注)</sup> で表示面積10㎡以下のもの等)		○		

(注)自家用広告物とは、自己の事業所や作業場等に、自己の名称、店名等を表示する広告物をいいます。

### 2 有資格者による点検が必要な広告物の例 (条例第 11 条、規則第 9 条)

許可を必要とする表示面積 1 ㎡以上で、かつ、高さ4mを超える広告物



### 3 点検者の資格一覧 (条例第 11 条、規則第 9 条)

- ①屋外広告士    ②建築士 (1 級、2 級、木造)    ③電気工事士 (第 1 種、第 2 種)
- ④電気主任技術者 (第 1 種、第 2 種、第 3 種)
- ⑤職業訓練指導員 (帆布製品科、広告美術科)    ⑥技能検定合格者 (帆布製品製造、広告美術仕上げ)
- ⑦特定建築物調査員 (建築基準法施行規則第 6 条の 5 第 1 項に規定する調査員)
- ⑧ (一社) 日本屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習修了者

4 点検時期(規則第9条)

- ①屋外広告物の許可を必要とするもの : 許可時又は更新許可時
- ②屋外広告物の許可を必要としないもの : 3年以内ごと

5 点検項目(規則第9条)

必要に応じ別紙「屋外広告物安全点検記録」をご活用ください。

①基礎及び取付(支持)部分の変形、腐食、亀裂等	②主要部材の変形、腐食、劣化等
③ボルト、ビス等のさび、緩み、脱落等	④表示面の汚染、変色又は剥離
⑤表示面の破損	⑥照明又はネオン設備等の異常
⑦その他必要な点検箇所	

※目視点検(通常立入可能な場所から出来る限り対象物に近づき実効性のある点検)を行ってください。目視点検では安全性の判断ができない場合は、より詳細な点検(打診等)を行ってください。但し、実施に不安がある場合は、有資格者による点検を検討してください。

6 点検結果の報告・保管(条例第11条、規則第9条)

- ①表示面積1㎡以上の屋外広告物は、許可・更新時に「屋外広告物(掲出物件)自己点検結果報告書」を提出しなければなりません。(ただし、建築基準法第12条に基づく定期報告を行った広告物は除きます。)
- ②点検結果の記録は、屋外広告物を除却するまでの間、保管しなければなりません。

7 点検実施及び技術的助言における相談窓口

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会では、屋外広告物点検技能講習を開催し、屋外広告物を点検できる屋外広告物の制作・施工に携わる業者の育成を行っています。三重県では、その下部組織である三重県屋外広告美術協同組合がその役割を担っています。

看板の安全点検の実施、有資格者(屋外広告士又は屋外広告物点検技能講習修了者)に関する相談については、下記までお問い合わせください。

〒514-0009 津市羽所町545 羽所ビル2F  
 三重県屋外広告美術協同組合(三重県屋外広告士会)  
 電話 059-225-4735

## 【参考様式】

別紙

## 「屋外広告物安全点検記録」

広告物等の種類	広告板・広告塔・屋上広告・突出広告・サインポール・その他（ ）						
設置場所	市	町	丁目	番	号		
設置年月日	年	月	日	点検年月日	年	月	日
管理者	氏名						
	住所						
	電話番号						
点検者	氏名						
	住所						
	電話番号						
	資格名称						
点検箇所	点検項目		異常の有・無		改善の概要		
上部構造・基礎部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき		有	無			
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき		有	無			
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化		有	無			
支持部	1 鉄骨接続部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間		有	無			
	2 鉄骨接続部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落		有	無			
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形		有	無			
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等		有	無			
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常		有	無			
広告板・文字	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落		有	無			
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ変形、欠損		有	無			
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり		有	無			
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光		有	無			
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水		有	無			
	3 周辺機器の劣化、破損		有	無			
その他	1 付属部材（※）の腐食、破損		有	無			
	2 避雷針の腐食、損傷		有	無			
	3 その他点検した事項（ ）		有	無			

※ 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品

注) 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「改善の概要」欄に斜線を引くこと。

注) 必要に応じ、裏面に点検の結果又はそれに基づく補修等の措置による改善状況の写真を添付すること。

●安全点検のポイント【屋外広告物の安全点検に関する指針（国土交通省都市局公園緑地・景観課）より抜粋】

基礎部・上部構造

1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき



上部構造全体が傾斜した状態

2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき



基礎にクラックが入った状態

3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化



支柱根元の腐食が進行した状態

支持部

1 鉄骨接続部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間



接合部（溶接部）が腐食している状態

2 鉄骨接続部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落



ボルトのゆるみや欠落した状態

取付部

1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形



所定の場所にアンカーボルトがない状態

2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等



コーキングが劣化した状態

3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常



壁面にひびが生じた状態

広告板・文字

1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落



表示面の継ぎ目からさびが垂れた状態

2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損



表示面板押さえのさびが進行した状態

3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり



広告板底部の腐食が進行した状態

照明装置

1 照明装置の不点灯、不発光



ランプ球の一部が不点灯の状態

2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水



ソケットが垂れ下がった状態

3 周辺機器の劣化、破損



変圧器（トランス）のさびが進行した状態

## 変更許可申請・届出(条例第 12 条、第 22 条)

### 1 変更許可申請 (条例第 12 条、規則第 8 条)

次の場合を除き、許可を受けた屋外広告物を変更、改造しようとするときは、変更許可申請を行う必要があります。無許可で変更、改造した場合は許可の取消や罰則の対象となります。

屋外広告物変更等許可申請書(第5号様式)

- (1) 許可申請の内容や、許可の際に付された条件の範囲内で補修、塗り替えをする場合
- (2) 劇場、映画館、路線バス等で、掲出物件の位置又は形状を変更せず、表示されている屋外広告物のみを短期間に、かつ定期的に変更する場合

### 2 変更届出 (条例第 22 条)

許可を受けた広告物について、次に該当する場合は、遅滞なく届出を行う必要があります。

- (1) 管理者を設置、変更した場合
- (2) 屋外広告物を引き継いだ場合、譲渡した場合
- (3) 設置者の氏名、名称、住所を変更した場合
- (4) 屋外広告物を除却した場合、滅失した場合

屋外広告物変更届出書(第6号様式)

屋外広告物除却(滅失)届出書(第7号様式)

許可を受けた広告物、届出を行った広告物には、次のような表示がされています。

※ 市で許可を行った場合等によっては、様式が異なります。

37.11  
10.9.30

貼り紙・ポスター類許可証



屋外広告物届出印



屋外広告物許可証



屋外広告物許可押印

## 許可の取消し(条例第 17 条)

次に該当する場合は、屋外広告物の表示の許可を取り消すことがあります。

- (1) 許可の際の条件に違反した場合
- (2) 無許可で屋外広告物を変更、改造した場合
- (3) 措置命令に違反した場合
- (4) 虚偽の申請を行った場合
- (5) その他不正な手段により許可を受けた場合

# 広告主の責務

## 1 広告主の責務（条例第 27 条の 5）

広告主が屋外広告物を自ら設置・管理する場合は、三重県屋外広告物条例を遵守する必要があります。

また、屋外広告物の設置や管理を屋外広告業者に依頼する場合についても、広告主は、その屋外広告物が条例に違反することなく適正に設置、管理されるよう必要な措置を講じる必要があります。



## 2 指導・助言・勧告等（条例第 27 条の 6）

屋外広告物が条例に違反しているときは、広告主、広告物の表示者・設置者・管理者に対して、指導や勧告を行う場合があります。また、特に必要と認められる場合は、違反広告物の表示者・設置者・管理者、違反広告主の氏名、住所や違反の状況をホームページ等により公表することがあります。

## 3 屋外広告物の設置について

三重県で屋外広告物の設置を業務として行う場合は、三重県知事の登録が必要となります。屋外広告物の設置を依頼する場合は、その屋外広告業者が、三重県に登録をされているかを都市政策課にお問い合わせいただくか、ホームページ上で確認してください。また、三重県に登録されている屋外広告業者は、店頭などに登録番号が記載された標識（屋外広告業登録票 P28 参照）を掲示しています。

屋外広告業を営む皆様へ

屋外広告業を営もうとする場合は、営業所毎に講習会修了者等の業務主任者を置き、知事の登録を受ける必要があります。

詳細については、屋外広告業登録制度の概要の章（P24～）を参照してください。

## 屋外広告物の管理

### 管理義務について（条例第15条要約）

広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は管理する者は、補修、除却その他必要な管理を行い、良好な状態に保持する義務があります。

#### 1 管理者の設置義務（条例第16条、第22条）

屋外広告物の許可を受ける場合は、管理者を置く必要があります。また、許可を受けた広告物について、管理者を置いたとき、管理者を変更したときは、届出を行う必要があります。

屋外広告物変更届出書(第6号様式)

#### 2 屋外広告物の除却義務（条例第18条）

屋外広告物を表示する必要がなくなったとき、許可期間が満了したとき、許可が取り消されたときは、ただちに屋外広告物を除却しなければなりません。これらに該当するにもかかわらず、除却しなかった場合は、措置命令の対象となります。

また、許可を受けた屋外広告物を除却した場合は、遅滞なく届出を行う必要があります。

屋外広告物除却(滅失)届出書(第7号様式)

#### 3 立入検査（条例第20条）

屋外広告物の表示者、設置者や管理者に報告や資料の提出を求めたり、立入検査を行う場合があります。これらを拒んだり、虚偽の報告をした場合は罰則の対象となります。

(参考)

#### 禁止広告物（条例第7条）

屋外広告物は、補修などの管理を行い、常に良好な状態に維持する必要があり、特に次のような広告物は、禁止広告物として表示が禁止されています。

なお、これらの規定に違反した場合は、措置命令の対象となります。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

# 措置命令・罰則

## 1 措置命令（条例第 19 条）

次のような場合には、必要な措置を命じることがあります。また当該屋外広告物が簡易なものである場合（貼り紙、貼り札等、立看板、広告旗）は、職権により除却（簡易除却）する場合があります。

- (1) 禁止物件、禁止地域に屋外広告物を表示した場合
- (2) 許可地域に許可を得ることなく屋外広告物を表示した場合
- (3) 屋外広告物が良好な状態で管理されていない場合
- (4) 禁止広告物を掲出した場合
- (5) 除却すべき屋外広告物を除却しなかった場合

## 2 罰 則（条例第 29 条）

次のような場合は、罰則の対象となります。またこれらの罰則規定は、従業員等行為者本人と法人の両者に対して適用されることがあります。

- (1) 屋外広告業者が、屋外広告業の登録を受けずに営業した場合
- (2) 屋外広告業者が、不正の手段により屋外広告業の登録を受けた場合
- (3) 屋外広告業者が、営業停止命令に違反した場合
- (4) 措置命令に違反した場合
- (5) 禁止物件、禁止地域に屋外広告物を表示した場合
- (6) 許可地域に許可を得ることなく屋外広告物を表示した場合
- (7) 無許可で、屋外広告物を変更、改造した場合
- (8) 除却しなければならない屋外広告物を除却しなかった場合
- (9) 屋外広告業者が登録事項について変更の届出を怠った場合
- (10) 営業所に業務主任者を置かなかった場合
- (11) 屋外広告物に許可の証票を貼り付けなかった場合
- (12) 必要な報告をせず、若しくは虚偽報告をし、又は立入検査を拒んだ場合

## 3 過 料（条例第 30 条の 2）

次のような場合は、過料が課せられる場合があります。

- (1) 屋外広告業者が、廃業の届出を怠った場合
- (2) 屋外広告業者が、屋外広告業の標識を掲げなかった場合
- (3) 屋外広告業者が、規則で定める帳簿を保管等していない場合

## 2 屋外広告業登録制度の概要

屋外広告業者は、次のことを行っていただく必要があります。

- ①営業所ごとに業務主任者を置き、法令の遵守その他業務の適正な実施を確保するための業務を行わせなければなりません。
- ②営業所の店頭等に登録番号、登録年月日等を記載した標識を掲示しなければなりません。
- ③営業所ごとに帳簿を備え付け、営業に関する事項を記録しておく必要があります。

# 屋外広告業の登録

## 1 屋外広告業の定義 (条例第1条の2第2項)

屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいいます。

## 2 屋外広告業の登録 (条例第23条、第24条)

三重県内で屋外広告業を営む場合は、三重県知事の登録を受けなければなりません。

「三重県内で屋外広告業を営む場合」とは、三重県内に屋外広告物を設置することをいい、三重県内における営業所の有無を問わず、三重県知事の登録を受ける必要があります。

屋外広告業の登録の有効期間は、5年となっており、登録期間終了後も引き続き屋外広告業を営む場合は、登録期間終了日の30日前までに更新の登録申請を行う必要があります。

屋外広告業の登録をせずに屋外広告業を営んだ場合は、その違反行為をした者は、罰則の対象（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）となります。

登録手続きについて、令和7年4月より電子申請に対応していますので、ホームページでご確認いただくか、又は登録窓口（県土整備部都市政策課）までお問い合わせください。

## 3 登録の拒否 (条例第24条の3)

次の事由に該当する場合は、登録を拒否します。

- (1) 登録申請書又は添付書類の重要な事項について、虚偽の記載がある場合
- (2) 登録申請書又は添付書類に、重要な事項を記載していない場合
- (3) 業務主任者を営業所ごとに選任していない場合
- (4) 申請者等が次のいずれかに該当する場合

※申請者が法人である場合は役員を含みます。また、申請者が未成年者である場合は法定代理人を含みます。

ア 過去2年の間に屋外広告業の登録取消しの処分を受けた場合

※法人が登録取消しの処分を受けた場合は、当該法人の役員であった者を含みます。

イ 営業停止の処分を受け、営業停止期間中である場合

ウ 過去2年の間に屋外広告物条例に違反し、罰金以上の刑を受けた場合

## 4 屋外広告業登録の変更、廃業、登録簿の閲覧等

(条例第24条の4、条例第24条の5、条例第24条の6)

屋外広告業の登録を行った業者は、三重県が屋外広告業者登録簿に登録し、一般に公開します。なお、屋外広告業者は、登録簿記載事項に変更があった場合は、その日から30日以内に変更した内容を届け出る必要があります。また、廃業した場合も同様です。これらの届出を怠った場合は、罰則等の対象となります。

# 屋外広告業者

## 1 屋外広告業者の責務

屋外広告業者は、次のことを行わなければなりません。

- (1) 業務主任者の設置(条例第26条)
 

営業所ごとに業務主任者を置き、法令の遵守その他業務の適正な実施を確保するための業務の総括を行わなければなりません。
- (2) 標識の掲示(条例第26条の2)
 

営業所の店頭等に登録番号、登録年月日等を記載した標識(規則第20号様式 P28参照)を掲示しなければなりません。
- (3) 帳簿の備え付け(条例第26条の3)
 

営業所ごとに帳簿(規則第21号様式 P29参照)を備え付け、営業に関する事項を記録しておく必要があります。
- (4) 変更の届出(条例第24条の4)
 

下記の事項に変更があったときは、変更の日から30日以内に変更の届出を行う必要があります。

屋外広告業登録事項変更届出書 (第14号様式)
----------------------------

  - 一 商号、名称又は氏名及び住所
  - 二 三重県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
  - 三 法人にあっては、その役員の氏名
  - 四 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所
  - 五 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称
- (5) 廃業の届出(条例第24条の6)
 

屋外広告業を廃止したときは、廃止の日から30日以内に廃業等の届出を行う必要があります。廃業の届出は【 】内の方が行ってください。

屋外広告業廃業等届出書 (第14号様式の2)
---------------------------

  - ・死亡した場合 【その相続人】
  - ・法人が合併により消滅した場合 【その法人を代表する役員であった者】
  - ・法人が破産手続開始の決定により解散した場合 【その破産管財人】
  - ・法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 【その清算人】
  - ・三重県の区域内において屋外広告業を廃止した場合
 

【屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員】

2 登録の取消し及び営業の停止（条例第27条の2）

屋外広告業者が、次のいずれかに該当する場合は、登録の取消しや営業の停止の処分を行う場合があります。これらの処分を行った場合は、屋外広告業者監督処分簿に記録し、一般に公開するほか、国土交通省や東海北陸近畿地方の知事、指定都市の長、県内の市町長に通知します。また、これらの行為は、罰則の対象となります。（「屋外広告業者に対する監督処分及び措置に関する要綱」H27.4.1施行）

- (1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき
- (2) 屋外広告業登録にかかる登録拒否事由に該当することとなったとき
- (3) 屋外広告業にかかる変更届出を怠ったとき、又は虚偽の届出を行ったとき
- (4) 屋外広告物条例又は条例に基づく処分に違反したとき。

3 立入検査（条例第27条の4）

屋外広告業者に報告や資料の提出を求めたり、立入検査を行う場合があります。これらを拒んだり、虚偽の報告をした場合は罰則の対象となります。

4 指導・助言・勧告（条例第27条、第27条の6）

知事は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために屋外広告業者に対し、勧告等を行う場合があります。

また、広告物等が条例に違反して表示、設置されたことに関し、勧告等を行った場合、これらの勧告に従わない場合は、広告主等の氏名、住所及び勧告の内容等を公表する場合があります。

## 《セルフチェック表》

	項目	状況	
1	登録通知書は、保管されているか。（本社のみ）	いる	いない
2	登録通知書の登録事項は、現状と相違がないか。 （現状と登録した事項は、相違ないか。）	なし	あり
3	標識は見やすいところに掲げられているか。	いる	いない
4	標識の記載事項は適正か。	適正	不適正
5	帳簿は保管されているか。	いる	いない
6	帳簿には、必要事項が記載されているか。	いる	いない
7	帳簿には、許可を受けずに設置した物件はないか。	なし	あり
8	帳簿には、許可を受けずに変更した物件はないか。	なし	あり
9	業務主任者は、選任されているか。	いる	いない
10	業務主任者の資格を証する書類はあるか。	あり	なし
11	違反広告物の是正指導を受けたことはあるか。	なし・是正済	あり・未是正



不適正な状況なので、  
速やかに是正してください。

営業所の店頭等に登録番号、登録年月日等を記載した標識を掲示しなければなりません。

屋外広告業者登録票様式(規則第20号様式)

←	40センチメートル以上	→
屋 外 広 告 業 者 登 録 票		
商号、名称又は氏名		
法人にあつては、その代表者の氏名		
登 録 番 号	三重県屋外広告業登録第 号	
登 録 年 月 日	年 月 日	
営業所の名称及び業務主任者の氏名		

↑

35  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル  
以  
上

↓

営業所ごとに帳簿を備え付け、営業に関する事項を記録しておく必要があります。

備え付け帳簿様式(規則第21号様式)

注文者の氏名又は名称				
注文者の住所	電話番号 ( )			
広告物の表示又は掲出物件の設置の場所				
表示した広告物又は設置した掲出物件	名称又は種類		数量	
当該表示又は設置の年月日	年 月 日			
請 負 金 額				

(規格A5)

# 業務主任者

## 1 業務主任者の設置（条例第26条第1項）

屋外広告業者は、営業所ごとに、次の者を業務主任者として設置しなければなりません。設置していない場合は、屋外広告業の登録の取消し又は営業の停止の処分を行うことがあります。また、罰則の対象となります。

- (1) 屋外広告士試験の合格者
- (2) 三重県又は他の地方公共団体が実施する屋外広告物講習会の修了者
- (3) 職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者  
※広告美術仕上げに係るものに限ります。
- (4) 知事が、講習会修了者と同等以上の知識を有するものと認めた者

## 2 業務主任者の業務（条例第26条第2項）

業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関することを行わなければなりません。

- (1) 屋外広告物条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 備え付け帳簿のうち、規則第25条第1項各号で定める事項の記載に関すること。
- (4) その他、業務の適正な実施の確保に関すること。

## 3 許可基準の概要

屋外広告物の許可基準は、三重県屋外広告物条例施行規則により定められています。そのうち、共通基準及び主要な屋外広告物にかかる許可基準の概要を記載しています。

### 共通基準(別表第1)

- 1 道路を占用して設ける広告物は、道路法の規定による道路の占用許可及び道路交通法の規定による道路の使用許可を受けていること。  
また、交通標識及び交通信号の類と混同し若しくはこれらを隠蔽し、又は幻惑させること等により道路交通に影響を与えるものでないこと。
- 2 容易に腐朽又は破損しない材料を使用し、また、必要な構造計算に関する基準については、建築基準法及びその関係法令に違反しておらず、かつ、風雨、地震等の衝動によって容易に破損、倒壊、落下、飛散等のおそれがないこと。
- 3 屋外広告物（自家用広告物を除く。）については、管理者名、住所、電話番号等連絡に必要な事項を見やすい箇所に表示すること。

### 許可基準

別表第2:禁止地域等における自家用広告物の許可基準

別表第3:許可地域等における屋外広告物の許可基準

別表第4:禁止地域等における管理広告並びに道標及び案内図板の許可基準

なお、これらは概要であり、詳細については、規則本文及び屋外広告物担当窓口で確認してください。

# 壁面広告

## 1 面積

表示面積の同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）に占める割合がA欄の値以下であること。

## 2 備考

- ①壁面の先端及び両側端から突き出ないものであること。
- ②窓その他開口部を覆わないものであること。

同一壁面面積  $H \times W$   
 表示面積  $h \times w$   
 表示面積 ÷ 同一壁面面積  $\leq$  A欄の値  
 ※壁面に広告板を設置する場合は、広告板の面積が表示面積となります。  
 壁面に直接ペイントする場合は、文字や商標等の大きさの合計が表示面積となります。

建物の形状により、同一壁面とみなす場合もある。

×突出している

×突出している

×窓を覆っている

区分		禁止地域（自家用広告物）	許可地域
A	表示面積	1 / 4	1 / 2

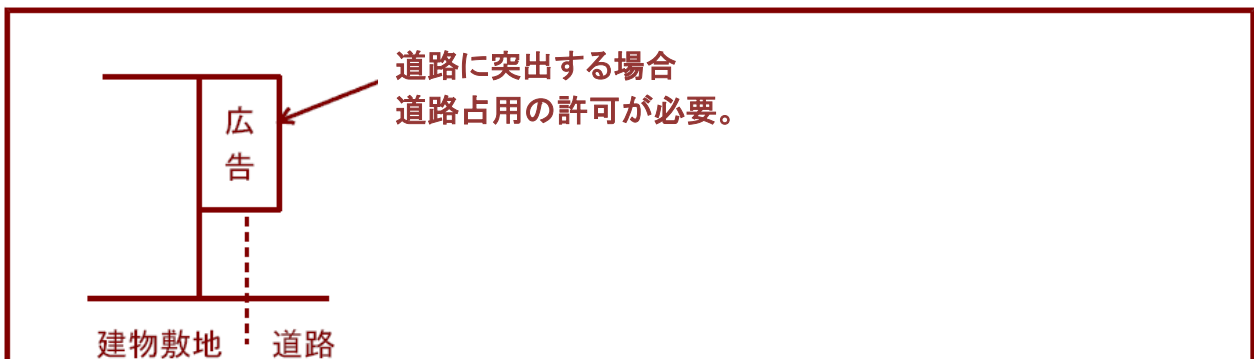
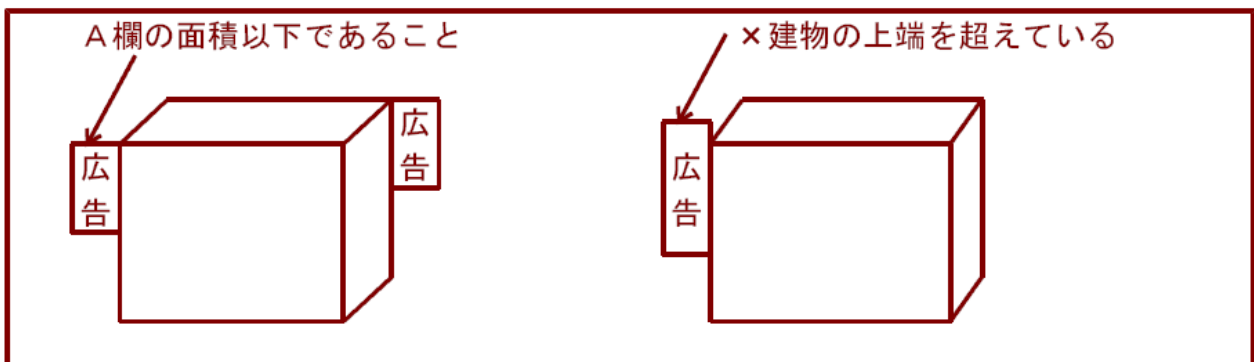
# 突出広告

## 1 面積

1面の表示面積がA欄の値以下であること。

## 2 備考

- ① 広告物の上端が取付け壁面の高さを超えないこと。
- ② 道路に突出する場合は、道路占用にかかる手続きを行うこと。



区分		禁止地域（自家用広告物）	許可地域
A	表示面積	10m <sup>2</sup>	20m <sup>2</sup>

# 屋上広告

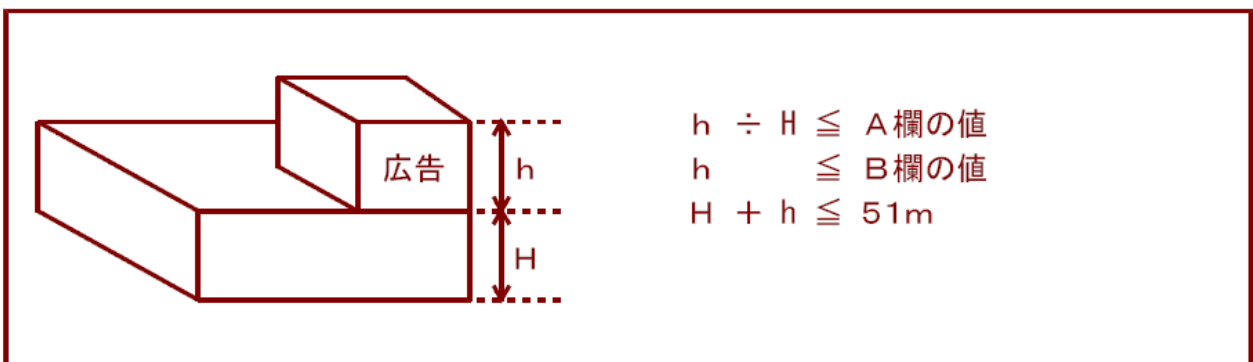
## 1 高さ

- ①禁止地域にあつては、広告物の高さ（h）の広告物の設置する箇所の高さ（H）に対する割合がA欄の値以下、かつ、広告物の高さ（h）がB欄の高さ以下であること。
- ②許可地域にあつては、広告物の高さ（h）の広告物の設置する箇所の高さ（H）に対する割合がA欄の値以下、または、広告物の高さ（h）がB欄の高さ以下であること。

## 2 備考

- ①地上から広告物の頂点までの高さ（H+h）が5.1m以下であること。
- ②木造建築物に掲げるものでないこと。

（ ※通常の許可基準においては、屋上広告物の表示面積の上限は設けていません。 ）



区分		禁止地域（自家用広告物）	許可地域
A	高さ制限1	1/3	2/3
B	高さ制限2	7m	20m

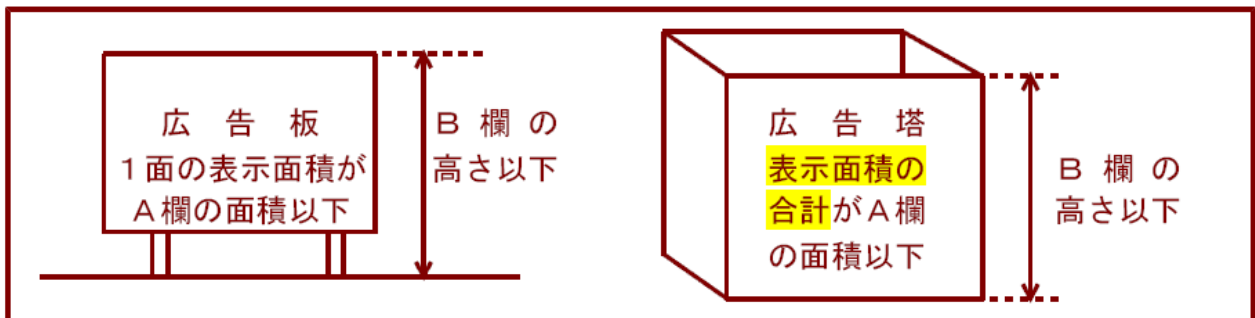
## 広告板及び広告塔

### 1 面積

- ① 広告板にあつては、1面の表示面積がA欄の面積以下であること。
- ② 広告塔にあつては、表示面積の合計がA欄の面積以下であること。

### 2 高さ

広告板、広告塔のいずれも、B欄の高さ以下であること。



※知事が指定する道路等に接続する禁止地域の外側の許可地域の500m～1000m(又は100m～500m)の区域に設けられていた広告板及び広告塔に係る相互間距離の規定は、平成26年2月に廃止されています。

区分			禁止地域（自家用広告物）	許可地域
A	表示面積	広告板	15㎡	35㎡
		広告塔	40㎡	70㎡
B	高さ制限	広告板	5m	10m
		広告塔	5m	15m

# サイン・ポール

- 1 面積
  - 1 面の表示面積がA欄の値以下であること。
- 2 高さ
  - B欄の高さ以下であること。



区 分		禁止地域（自家用広告物）	許可地域
A	表示面積	5m <sup>2</sup>	5m <sup>2</sup>
B	高さ制限	5m	7m

## 《参考》

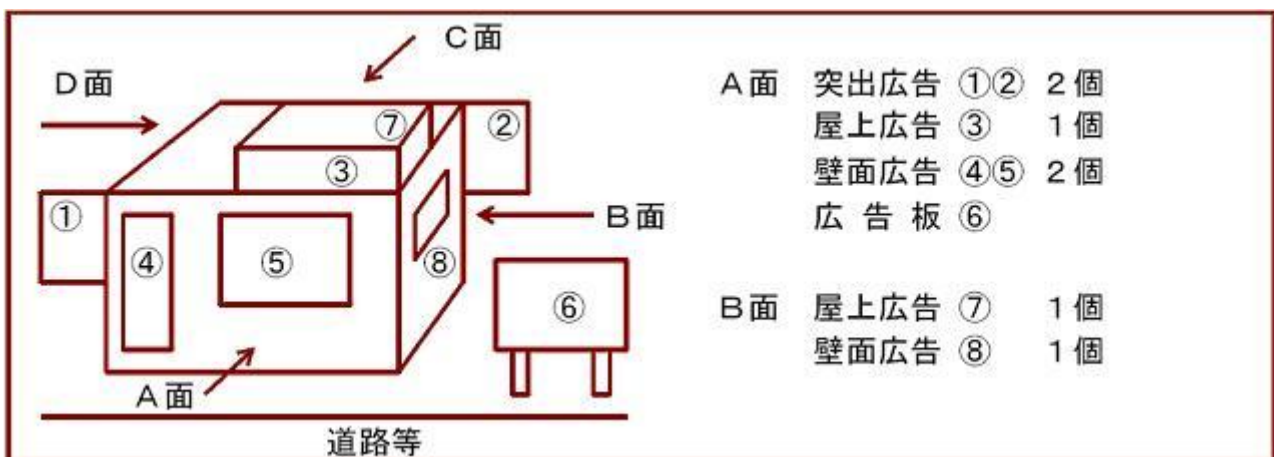
# 自家用広告物のチェックリスト

営業のため、自己の店舗や工場、倉庫の敷地内に設置する屋外広告物を、自家用広告物と呼びます。これらの広告物の表示面積の合計が、1方向につき、10㎡を超える場合は、三重県屋外広告物条例に基づく許可手続きが必要となります。

1 敷地内にある屋外広告物を全てリストアップしてください。

なお、広告物とは、広告板や広告塔、建物の壁面等などに描かれている、商号や屋号、取扱品、メーカー等の名称やマークをいいます。(常時又は一定の期間、屋外で公衆に表示されているものです。)

2 次に、リストアップした屋外広告物が表示されている向きにより、4つの方向に分けてください。下記の例では、道路を基準として、正面(A面)、側面(B面・D面)、背面(C面)の4方向に分けています。



3 A~Dのそれぞれの面について、屋外広告物の表示面積の合計を求めます。表示面積の合計が10㎡を超えている面がある場合は、許可手続きが必要となります。

なお、広告板等については、広告板の面積が表示面積となります。また、壁面等に直接ペイントされている場合は、文字や商標等の大きさの合計が表示面積となります。

# 屋外広告物沿道景観地区

## 景観風致維持基準及び景観形成指導基準

- ①主な基準のみ記載しています。
- ②通常の許可基準と異なる基準の欄を、塗りつぶしてあります。
- ③詳細は所管の建設事務所で確認してください。

### ◎伊勢志摩屋外広告物沿道景観地区（平成2年告示）

※壁面広告、突出広告、屋上広告には総量規制があります。(各A欄参照)

(壁面、突出及び屋上を合計した広告物の個数が建築物1棟につき1方向A個以下)

壁面広告 (同一壁面面積に占める割合がB以下)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	総量規制	2個	2個	3個	3個	3個	3個
B	表示面積	1/6	1/10	1/4	1/5	1/4	1/7

突出広告 (1面の面積がB以下)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	総量規制	2個	2個	3個	3個	3個	3個
B	表示面積	10㎡	10㎡	20㎡	20㎡	20㎡	20㎡

屋上広告 (広告物の高さの設置する高さに対する割合がC以下、広告物の高さがD以下)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	総量規制	2個	2個	3個	3個	3個	3個
B	表示面積	12㎡	10㎡	22㎡	20㎡	20㎡	15㎡
C	高さ規制1	1/3	1/4	1/2	1/3	1/3	1/3
D	高さ規制2	5m	5m	10m	10m	7m	7m

広告板 (1面の面積がA以下) 高さは通常の許可基準		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	8㎡	5㎡	20㎡	10㎡	20㎡	5㎡
B	高さ制限	5m	5m	10m	10m	10m	10m

広告塔 (1面の面積がA以下) 高さは通常の許可基準		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	4㎡	2.5㎡	10㎡	5㎡	10㎡	2.5㎡
B	高さ制限	5m	5m	15m	15m	15m	15m

サイン・ポール		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡
B	高さ制限	5m	5m	7m	7m	7m	7m

広告旗		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	禁止	禁止

(なお、伊勢志摩屋外広告物沿道景観地区における許可地域の一般広告物である広告板・広告塔の景観風致維持基準にあった『5mの相互間距離、2mの道路後退規定』は、平成26年2月に廃止しています。)

◎奥伊勢屋外広告物沿道景観地区（平成11年告示）

◎紀北・紀南屋外広告物沿道景観地区（平成13年告示）

壁面広告 (同一壁面面積に占める割合がA以下)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	1/5	1/10	1/3	1/5	※	※

突出広告 (1面の面積がA以下)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	10㎡	10㎡	20㎡	20㎡	※	※

屋上広告 (広告物の高さの設置する高さに対する割合がB以下、広告物の高さがC以下)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	15㎡	10㎡	25㎡	20㎡	※	※
B	高さ規制1	1/3	1/4	1/2	1/3	2/3 or 20m以下	
C	高さ規制2	5m	5m	10m	10m	地上から頂点まで51m	

広告板 (1面の面積がA以下) 高さは通常の許可基準		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	10㎡	5㎡	25㎡	10㎡	※	※
B	高さ制限	5m	5m	10m	10m	10m	10m

広告塔 (1面の面積がA以下) 高さは通常の許可基準		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	5㎡	2.5㎡	12.5㎡	5㎡	※	※
B	高さ制限	5m	5m	15m	15m	15m	15m

サイン・ポール (1面の面積がA以下) 高さは通常の許可基準		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	2.5㎡	1.5㎡	2.5㎡	1.5㎡	※	※
B	高さ制限	5m	5m	7m	7m	7m	7m

広告旗		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止

〔但し、紀南屋外広告物沿道景観地区においては、自家用広告物で、表示面積の合計が3㎡以下かつ他の自家用広告物との合計面積10㎡以下の場合は、掲出可。〕

(※)許可地域における一般広告物

「1面につき1.5㎡以下、施設名、距離を示す表現、矢印等行先を示す表現に限る。地は緑色、文字等は白色に限る。」

## ◎伊勢志摩屋外広告物沿道景観B地区（平成21年告示）

### 共通基準（景観風致維持基準）

① 広告面の彩色は、無彩色又は5色以内とすること。

（写真については、広告面の1/2以内とする。）

② 広告面の色彩は、蛍光色を避けること。

③ ネオンサイン・LED(点滅・画面が変化するもの)は使用しないこと。

壁面広告 (同一壁面面積に占める割合がA以下)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	1/5	1/10	1/3	1/5	1/4	1/7

突出広告		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	10 m <sup>2</sup>	10 m <sup>2</sup>	20 m <sup>2</sup>	20 m <sup>2</sup>	20 m <sup>2</sup>	20 m <sup>2</sup>

屋上広告 (広告物の高さの設置する高さに対する割合がB以下、広告物の高さは通常の許可基準)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	15 m <sup>2</sup>	10 m <sup>2</sup>	25 m <sup>2</sup>	20 m <sup>2</sup>	20 m <sup>2</sup>	15 m <sup>2</sup>
B	高さ規制	1/4	1/4	1/3	1/3	1/3	1/4
		縦長でないこと					

広告板 (1面の面積がA以下) 高さは通常の許可基準		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	10㎡	5㎡	25㎡	10㎡	20㎡	5㎡
B	高さ制限	5m	5m	10m	10m	10m	10m
		(縦横の比率1.4~1.8)					

広告塔 (1面の面積がA以下) 高さは通常の許可基準		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	5㎡	2.5㎡	12.5㎡	5㎡	10㎡	2.5㎡
B	高さ制限	5m	5m	15m	15m	15m	15m

サイン・ポール		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡
B	高さ制限	5m	5m	7m	7m	7m	7m

広告旗		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	禁止	禁止

### 禁止地域における道標及び案内図板

1事業所につき2本以下。地は茶色、文字等は白色とし、かつ必要な文言に限る。

◎国道 311 号屋外広告物沿道景観地区（平成 23 年告示）

壁面広告 (同一壁面面積に占める割合が A 以下)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	1/6	1/10	1/4	1/5	※	※

突出広告 (1面の面積が A 以下)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	3 m <sup>2</sup>	1.5 m <sup>2</sup>	3 m <sup>2</sup>	1.5 m <sup>2</sup>	※	※

屋上広告 (広告物の高さの設置する高さに対する割合が B 以下、広告物の高さが C 以下)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	12 m <sup>2</sup>	10 m <sup>2</sup>	22 m <sup>2</sup>	20 m <sup>2</sup>	※	※
B	高さ規制 1	1/3	1/4	1/2	1/3	2/3 or20m 以下	2/3 or20m 以下
C	高さ規制 2	5m	5m	10m	10m	地上から 頂点まで 51m	地上から 頂点まで 51m

広告板 (1面の面積が A 以下) 高さは通常の許可基準		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	8 m <sup>2</sup>	5 m <sup>2</sup>	20 m <sup>2</sup>	10 m <sup>2</sup>	※	※
B	高さ制限	5m	5m	10m	10m	10m	10m

広告塔 (1面の面積がA以下) 高さは通常の許可基準		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	4㎡	2.5㎡	10㎡	5㎡	※	※
B	高さ制限	5m	5m	15m	15m	15m	15m

サイン・ポール (1面の面積がA以下) 高さは通常の許可基準		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	2㎡	1.5㎡	2㎡	1.5㎡	※	※
B	高さ制限	5m	5m	7m	7m	7m	7m

広告旗		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止

〔但し、自家用広告物で、表示面積の合計が3㎡以下かつ他の自家用広告物との合計面積が10㎡以下の場合は、掲出可。〕

(※) 許可地域における一般広告物

「1面につき1.5㎡以下、施設名、距離を示す表現、矢印等行先を示す表現に限る。地は緑色、文字等は白色に限る。」

◎伊勢志摩屋外広告物沿道景観C地区（平成25年告示）

壁面広告 (同一壁面面積に占める割合がA以下)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	1/6	1/10	1/4	1/5	1/4	1/7

突出広告 (1面の面積がA以下)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	3㎡	1.7㎡	3㎡	1.7㎡	3㎡	1.7㎡

屋上広告 (広告物の高さの設置する高さに対する割合がB以下、広告物の高さがC以下)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	12㎡	10㎡	22㎡	20㎡	20㎡	15㎡
B	高さ規制1	1/4	1/4	1/3	1/3	1/3	1/4
C	高さ規制2	5m	5m	10m	10m	7m	7m

広告板 (1面の面積がA以下) 高さは通常の許可基準		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	8㎡	5㎡	20㎡	10㎡	20㎡	5㎡
B	高さ制限	5m	5m	10m	10m	10m	10m

広告塔 (1面の面積がA以下) 高さは通常の許可基準		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	4㎡	2.5㎡	10㎡	5㎡	10㎡	2.5㎡
B	高さ制限	5m	5m	15m	15m	15m	15m

サイン・ポール (1面の面積がA以下) 高さは通常の許可基準		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	2㎡	1.7㎡	2㎡	1.7㎡	2㎡	1.7㎡
B	高さ制限	5m	5m	7m	7m	7m	7m

広告旗		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	禁止	禁止

## 《参考》

### 屋外広告物法・条例の変遷（主たる改正の経緯）

#### 屋外広告物法

- 明治44年 広告物取締法の制定
- 昭和24年 屋外広告物法の制定
- 昭和27年 第1次改正：  
略式の代執行の追加、都道府県知事の事務の委任
- 昭和38年 第2次改正：  
貼り紙についての簡易除却規定  
\*昭和39年：屋外広告物標準条例（通達）
- 昭和48年 第3次改正：  
貼り札及び立看板についての簡易除却措置、屋外広告業者の届出制度の創設
- 平成16年 第4次改正：  
のぼり旗についての簡易除却措置と要件の緩和  
景観行政団体の条例策定  
屋外広告業の登録制度  
\*平成16年：屋外広告物条例ガイドライン

#### 三重県屋外広告物条例

- 明治33年 三重県令44号
- 明治44年 広告物取締法施行規則
- 昭和25年 三重県屋外広告物条例
- 昭和35年 三重県屋外広告物条例全部改定
- 昭和41年 三重県屋外広告物条例全部改定
- 昭和57年 面積・高さ等基準の整備  
平成2年 自家用・一般広告物基準の整備  
平成15年 許可基準の見直し（緩和）  
平成16年 法第4次改正に合わせた改正  
・簡易除却措置要件の見直し（緩和）  
平成17年 ・屋外広告業の登録制度の整備  
・違反広告主に対する指導、勧告制度の導入  
平成21年 政治活動用ポスター等の取扱いの改正  
平成26年 許可地域の広告板、広告塔の相互間距離規定の廃止  
平成27年 「屋外広告業者に対する監督処分及び措置に関する要綱」施行  
平成28年 継続申請時の自己点検結果報告書に広告物等の写真添付を義務付け  
平成30年 点検対象を全ての広告物に拡大、有資格者による点検を義務付け

## 屋外広告物担当窓口

### ■屋外広告物の許可等に関する事務

地域等	担当窓口	電話番号	住所
桑名市	桑名市役所 都市創造部都市計画課	0594-24-1223	〒511-8601 桑名市中央町2-37
いなべ市 桑名郡・員弁郡	三重県 桑名建設事務所	0594-24-3662	〒511-8567 桑名市中央町5-71
四日市市・三重郡	三重県 四日市建設事務所	059-352-0667	〒510-8511 四日市市新正4-21-5
鈴鹿市	鈴鹿市役所 都市整備部都市計画課	059-382-9063	〒513-8701 鈴鹿市神戸1-18-18
亀山市	三重県 鈴鹿建設事務所	059-382-8683	〒513-0809 鈴鹿市西条5-117
津市	津市役所 都市計画部都市政策課	059-229-3290	〒514-8611 津市西丸之内23-1
松阪市	松阪市役所 建設部都市計画課	0598-53-4199	〒515-8515 松阪市殿町1340-1
多気郡 ※大台町を除く	三重県 松阪建設事務所	0598-50-0586	〒515-0011 松阪市高町138
多気郡大台町	大台町役場 建設上下水道課	0598-82-3788	〒519-2404 多気郡大台町佐原750番地
伊勢市・度会郡 ※大紀町を除く	三重県 伊勢建設事務所	0596-27-5202	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2
度会郡大紀町	大紀町役場 建設課	0598-86-2247	〒519-2703 度会郡大紀町滝原1610-1
鳥羽市・志摩市	三重県 志摩建設事務所	0599-43-9627	〒517-0501 志摩市阿児町鶴方3098-9
名張市・伊賀市	三重県 伊賀建設事務所	0595-24-8297	〒518-8533 伊賀市四十九町2802
尾鷲市・北牟婁郡	三重県 尾鷲建設事務所	0597-23-3527	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1
熊野市・南牟婁郡	三重県 熊野建設事務所	0597-89-6141	〒519-4393 熊野市井戸町371

### ■屋外広告業の登録に関する事務

担当窓口	電話番号	FAX番号	住所
三重県 県土整備部都市政策課	059-224-2748	059-224-3270	〒514-8570 津市広明町13

